

議員提出議案第 6 号

性的少数者に対する差別の解消を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出者 立川市議会議員 木 原 宏
伊藤大輔
瀬 順 弘
江口元気
山本みちよ
若木早苗
須崎八朗

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

性的少数者に対する差別の解消を求める意見書

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーをはじめとする性的少数者が性自認や性的指向をカミングアウトした場合や意図せずに知られた場合、差別にさらされるといふ困難に直面します。性的指向又は性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題です。

国内では一部自治体や企業で、職員向けのサポートや顧客向けの商品開発など新たな取り組み、また教育現場などで理解を深める活動が行われていますが、それらは個々の自治体・企業、理解ある有志の努力に頼っています。

「公正・公平・透明なルールのもと、多様な価値観や生き方、人権が尊重される自由な社会」「誰もが排除されることなく、互いに認めあえる共生社会」を実現することは、一人ひとりがその能力を発揮し、日本全体が活性化する社会を創る上でも、重要な取り組みです。さらには、性的指向等を理由とする差別や暴力を解消することを求める国際的な要請にも合致します。

2019年にはラグビーワールドカップ、2020年にはオリンピック・パラリンピックと世界的な催しを招致・開催する国として、また2020年に訪日外国人旅行者4000万人を目標としている国として、国際的な潮流に敏感な対応を図る必要があります。

よって国会及び政府におかれては、LGBTをはじめとする性的少数者が、学校や職場などの生活の各場面で差別的取扱いを受けないようにする措置を定めるとともに、LGBT等性的少数者が存在することも踏まえた社会制度作りが進められるよう、多文化共生社会の実現に向けた、以下の内容を盛り込んだ新たな法の整備を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 政府が性的指向又は性自認を理由とする差別の解消を推進するための基本方針を定めること。
- 2 都道府県が基本方針に即して都道府県基本計画を、市町村は基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して市町村基本計画を策定すること。
- 3 行政機関や事業者が性的指向又は性自認を理由として差別的取扱いを行うことを禁止すること。
- 4 使用者に労働者の募集・採用について、性的指向又は性自認にかかわらず均等な機会を提供するとともに、使用者が労働者の処遇について、性的指向又は性自認を理由として差別的取扱いを行わないようにすること。
- 5 学校で性的指向又は性自認を理由とする差別を解消するために必要な措置を講じなければならないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

立川市議会
議長 佐藤 寿宏